

港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社図書館流通センター（以下「乙」という。）は、平成31年4月1日付けで締結した「港区立三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、港南図書館及び高輪図書館分室の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第52条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第22条について、次のように改める。

第22条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

3 原協定別紙2「管理備品等一覧」を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月15日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区教育委員会
教育長 浦田 幹男

乙 文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一 文子